

みたかスポーツサポーターズ会員規約

(総則)

第1条 みたかスポーツサポーターズ会員規約（以下「本規約」という。）は、三鷹市が運営するみたかスポーツサポーターズに登録した会員（以下「会員」という。）の規約を定めるものです。

(目的)

第2条 みたかスポーツサポーターズは、三鷹市が主催・後援するスポーツイベント等の企画・運営をサポートすることで、誰もがスポーツに親しむことができる環境をつくり、スポーツを通じた笑顔と活気が溢れる地域社会の実現と三鷹の魅力創出を目指します。

(会員)

第3条 会員は、下記事項及び本規約に同意いただいた個人が対象です。

- (1) 三鷹市在住、在勤または在学等三鷹市と関わりのある方（高校生以上）
- (2) 広報みたか、市ホームページ等広報での写真使用が可能な方
- (3) メールアドレスを所有し、メールでの連絡が可能な方

(活動内容)

第4条 会員の活動内容は、以下のとおりです。

- (1) 三鷹市が主催・後援するスポーツイベントの運営のサポート
- (2) 三鷹市内及び周辺で行われるスポーツイベントの運営のサポート
- (3) スポーツを支える仲間づくりに関する活動
- (4) その他、スポーツに関連した三鷹の魅力創出に関する活動

(登録・個人情報の取り扱い)

第5条 会員の登録方法・個人情報の取り扱いは以下のとおり行います。

- (1) 会員の申込は、東京共同電子申請サービス等インターネットでの申請または申込書の提出でお申し込みいただきます。
- (2) 会員の申込に伴い三鷹市が収集した個人情報は、三鷹市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、活動の中で参加されるイベント・講座等の運営に必要な範囲で、その主催者（業務委託先を含む）に提供しますので予めご了承ください。

(規約の変更等)

第6条 三鷹市は、会員の事前の了承を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
なお、規約変更の際は、その内容を会員に対し周知します。

(会員の権利)

第7条 会員の権利は以下の通りです。

- (1) 説明会、交流会、ボランティアスキルを学ぶ講座等に申込をすること。
- (2) パラスポーツやユニバーサルスポーツ（障がいの有無に関わらずスポーツを楽しむ環境づくり）を含めたスポーツボランティアに関する情報提供を受けられること。
- (3) その他三鷹市等が会員に提供するサービスを受けられること。

(待遇)

第8条 会員の活動は、全て無償とします。なお、イベントの内容に応じ、主催者からのユニホームの提供等がある場合は、主催者と会員が直接行うものとします。

(注意事項)

第9条 会員は、イベント等で活動を行うにあたり、以下の注意事項を守るものとします。

- (1) イベント等への参加にあたっては、主催者等からの指示、参加案内、マニュアル等に従ってください。
- (2) イベント等やその説明会等には、必ず会員本人がご参加ください。
- (3) 第3条第2号のとおり、会員は、イベント等やその説明会等で撮影された映像、写真等は、市の市報・ホームページ・SNS等に掲載する場合について予め同意があったものとします。
- (4) 体調不良等止むを得ない事情により欠席する場合は、イベント主催者の指定する期間・方法でご対応ください。なお、無断での欠席は、イベント運営に支障をきたす恐れがございますのでおやめください。
- (5) 三鷹市は、みたかスポーツサポーターズの活動及び活動予定であったイベント等の中断、中止に伴い、会員に何らかの損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。
- (6) 会員は、みたかスポーツサポーターズの活動において、自己の責めに帰すべき事由により三鷹市又はその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。
- (7) 会員は、以下の各項目の行為を行うことはできません。
 - ア 本規約、法令又は公序良俗に違反する行為
 - イ 犯罪行為又はその恐れのある行為
 - ウ 三鷹市又は第三者が有する著作権、商標権、特許権等の知的財産権を侵害する行為
 - エ 三鷹市や他の会員、第三者の信用若しくは名誉を棄損し、又は第三者のプライバシー若しくは肖像権その他の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為
 - オ 活動に伴い得た物品又は情報等を営利目的その他三鷹市が許諾していない態様で販売等をする行為
 - カ 宗教団体の布教・勧誘行為又は政治団体の宣伝行為
 - キ その他、三鷹市が合理的な理由に基づきみたかスポーツサポーターズとして不適切と判断する行為

(保険)

第10条 会員の活動に伴う保険登録手続きは、イベント内容に応じてスポーツと文化部スポーツ推進課（以下「事務局」という。）が対応いたします。活動中に怪我等があった場合は事務局へご相談ください。

(退会)

第11条 会員は、以下の場合にみたかスポーツサポーターズを退会するものとします。

- (1) 第9条の注意事項を守らない行為があり、三鷹市が会員を退会処分とした場合
- (2) 会員が自ら三鷹市に退会の届出を行い、届出が受領された場合
- (3) 会員が死亡した場合

(協議事項)

第12条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合、会員及び三鷹市は双方誠意を持って協議の上これを解決するものとします。

令和3年4月30日 制定

6月14日 改正

令和4年8月29日 改正